

議案第四十六号

村条例の適用に関する条例等の廃止について

次のとおり村条例の適用に関する条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年五月議案日 原案可決

三朝町議会議長 矢野秀雄



三朝町条例第 号

村条例の適用に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

村条例の適用に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第五号）

三朝町職員退職手当金蓄積条例（昭和三十三年三朝町条例第三号）

自動車使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第四十二号）

昭和三十六年度分の軽自動車税の納期の特例に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第十八号）

三朝町税減免条例（昭和二十九年三朝町条例第五十四号）

地方公営企業法の適用の特例に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第十八号）

学校職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第十二号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。